

能登半島地震被災学生に対する授業料（後期分）免除について

本学では、令和6年能登半島地震により被災した学生に対し、令和6年入学科及び授業料（前期分）全額免除の特例措置を実施してきました。

今回、追加で令和6年授業料（後期分）全額免除を実施します。

1 対象となる災害

令和6年能登半島地震

2 対象者

生計維持者【注：生計維持者とは、父母（2名）、若しくは、父または母のいずれか（1名）の事です。】が災害を受け、次のいずれかに該当する者（学部生、大学院生、看護学専攻科生等）

- (1) 生計維持者の自宅家屋が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、流失した場合、
または火災により全焼、半焼した場合
- (2) 生計維持者が死亡又は行方不明となった場合
- (3) 生計維持者の失業等により著しく収入が減少した場合

3 特例措置の内容

・R6年授業料（後期分）267,900円を全額免除

4 申請の方法

(1) 提出期限

令和6年10月24日(木) 17:00まで 【期限に間に合わない場合、別途、ご相談ください】

(2) 提出先 <問い合わせ先>

【工学部・情報工学部・大学院工学研究科の提出先】

〒939-0398 富山県射水市黒河5180 富山県立大学事務局教務課 TEL: 0766-56-7500 (代表)

【看護学部・大学院看護学研究科・看護学専攻科の提出先】

〒930-0975 富山県富山市西長江2丁目2番78号 富山県立大学事務部教務学生課

TEL: 076-464-5410 (代表)

(3) 提出書類

①申請様式「R6 授業料（後期分）免除申請書」

申請様式は、[こちら](#)よりダウンロードし、各自で印刷してください。

②証明書等添付書類

証明書等添付書	生計維持者の自宅家屋が被災した場合	次の1から2、いずれかの書類 1 <u>罹災証明書</u> (写しでも可) (罹災証明書が発行されていない場合、罹災証明書交付申請書の写しでも可。但し、令和6年9月末までに、自宅家屋が半壊以上と認定された罹災証明書の提出が必要) 2 その他、状況が分かる書類 (自宅家屋の被害状況がわかる写真でも可。但し、令和6年9月末までに、自宅家屋が半壊以
---------	-------------------	--

類		上と認定された罹災証明書の提出が必要)
生計維持者が死亡又は行方不明となった場合		次の1から3、いずれかの書類 1 <u>戸籍謄本</u> (抄本) (R6年1月1日以降に発行されたもの) 2 <u>住民票除票</u> (死亡日記載) (R6年1月1日以降に発行されたもの) 3 その他、状況が分かる書類 (あなたの状況を記載した理由書を提出ください。理由書の様式は自由です)
生計維持者の失業等により著しく収入が減少した場合	失業	次の1から3までの、全ての書類 1 世帯全員が記載された <u>住民票</u> (R6年1月1日以降に発行されたもの) 2 父母分、若しくは、父または母のいずれか分の <u>雇用保険受給資格者証</u> (離職年月日がR6年1月1日以降のもの) 3 父母分、若しくは、父または母のいずれか分の <u>所得・課税証明書</u> (2022年1月～12月の収入が記載されているもの)
	収入(給与)激減	次の1から4までの、全ての書類 1 世帯全員が記載された <u>住民票</u> (R6年1月1日以降に発行されたもの) 2 父母分、若しくは、父または母のいずれか分の <u>所得・課税証明書</u> (2022年1月～12月の収入が記載されているもの) 3 能登半島地震被害に係る <u>申立書</u> (家計急変) 様式は、 こちら よりダウンロードし、各自で印刷してください。 4 父または母が給与所得者の場合：R5年12月、R6年1月、2月の <u>給与明細書</u> 父または母が事業者の場合：R5年12月、R6年1月、2月の <u>収入金額、必要経費、所得金額が分かる書類</u> (自由様式)
	該当者のみ提出	該当者は必ず提出してください。 ■就学者のいる世帯 (小・中・高校、大学等) ・大学生、専門学校生等がいる場合は <u>在学証明書</u> を提出 (R6年1月1日以降のもの)。 ・小学生、中学生、高校生の場合は書類不要 ■障がい者のいる世帯 ・ <u>障害者手帳</u> の写し ■長期療養者のいる世帯 ・ <u>診療費請求書</u> (R5年1月1日以降のもの) ■地震により自宅家屋等を原状回復するために支出した費用 ・自宅家屋等の修理に要した経費が分かるもの (R6年1月1日以降の <u>修理費用請求書</u> など)

(4) その他

・免除の可否については、免除結果通知書で通知します。(令和6年12月頃、郵送)

・授業料については、免除の審査結果が確定するまでは納付する必要はありません。

なお、審査の結果、免除非該当の場合は、免除結果通知書と併せて、振込依頼書を送付しますので、授業料の納入をお願いいたします。

・前期申請時に証明書等添付資料を提出された場合、再度のご提出は不要です。